



農業委員会だより



新規就農者紹介！

北区足守学区で、メロン栽培に取り組んでいる森真吾さんにお話を伺いました。森さんは地元出身の39歳。祖父母が農家で、日頃から農作業を目にしており、自分でものづくりすることに魅力を感じていたとのこと。母親が地元のメロン農家で長年働いていたことが縁で、その先輩農家さんに就農について相談したところ、ご自身が高齢ということもあり自身の後継としてメロン栽培を勧めてくれました。就農を決意し、先輩農家さんの下で3年間、ひととおりのことを学びました。その後、ハウス8棟を引き継ぎ、アールスメロンの栽培2年目になります。

メロン栽培で大切なことのひとつに温度管理があるとのこと。暑くなったらハウスの窓を開け、寒くなったら閉めることを繰り返す。ハウス内の室温やその他の環境をこまめに管理することを心がけているそうです。自分でいろいろと考えながら仕事ができることが楽しくて、「次はこうしよう。こうやったらうまくできるかな」と試行錯誤しながら、自分で考えて実践してみることが楽しいそうです。

おいしいメロンができるように、生育をよく自分の目で観察することを心がけています。農作業の基本だと思いますが、余分な芽が出ていれば取り除く。適切な時期に必要な作業をして遅れが出ないように行うことが大事ですね。もっともっといいメロンを作っていきたいと話されていました。

目次

- P.1 新規就農者の紹介
- P.2 農地相談会について
- P.3 農地の利用意向調査について
- P.4 地域計画について
- P.5 こんなときどうする？！
- P.6,7 農業者年金のご案内
- P.8 多面的機能支払交付金制度のご案内
ハンマーナイフモア・編集後記

編集・発行

編集・発行 岡山市第一・第二農業委員会
 住所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
 電話：086-803-1562 FAX:086-231-5690
 ホームページ [岡山市農業委員会事務局](https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html) [検索](#)
https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html

～農業委員会からのお知らせ～

農地相談会を開催します（第一農業委員会）

農地の貸し借り、所有権移転や転用など、農地に関するご相談をお受けします。農業委員、農地利用最適化推進委員が対応いたします（相談料無料）。

混雑を避けるため、事前予約の上、お越しください。事前予約がない場合は長時間お待ちいただくことがございます。ご理解、ご協力をお願いします。

●予約電話（農業委員会事務局）：086-803-1562

◇令和6年度農地相談会日程

中・中央地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
津高	令和7年1月17日(金曜日)	10時～12時	JA岡山 津高支所
中央	令和7年2月6日(木曜日)	10時～12時	JA岡山 牧石支所

北・吉備地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
高松	令和7年1月21日(火曜日)	10時～12時	JA岡山 高松支所
吉備	令和7年1月23日(木曜日)	10時～12時	JA岡山 吉備支所
足守	令和7年2月4日(火曜日)	10時～12時	JA岡山 足守支所

御津・建部地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
建部	令和7年2月3日(月曜日)	10時～12時	JA岡山 建部営農センター
御津	令和7年2月7日(金曜日)	10時～12時	御津公民館

南区

地区	開催日	開催時間	開催場所
全域	令和7年2月17日(月曜日)	10時～12時	岡山市南区役所 4階大会議室
興除	令和7年2月20日(木曜日)	10時～12時	JA岡山 興除支所

～農業委員会からのお知らせ～

農地の利用意向調査について

農業委員会では、令和6年8～10月の間に農地の利用状況調査（農地パトロール）を行いました。調査の結果、1年以上耕作されていないと判断されたすべての農地（現況が山林又は原野化した農地を除く）について、耕作者の方に対し、「利用意向調査票」を郵送することにより、今後の利用方法について意向をお尋ねします。

「利用意向調査票」が郵送された際は、必要事項を記載の上、農業委員会まで必ずご返送ください。（※）

◇利用意向調査の対象農地と回答期限

①対象農地	②回答期限
<u>調査時点で遊休農地と判定したすべての農地</u> （ただし、現況が山林又は原野化した農地を除く）を対象として、 <u>毎年</u> 、利用意向調査を実施	利用意向調査実施日から <u>1か月以内</u>

◇農地を耕作することができない場合などは

ご自身やご家族で耕作できない場合は、農業委員会事務局までご相談ください。

（※）郵送された「利用意向調査票」に必要事項を記載の上、ご返送ください。



農地中間管理機構を通じた農用地利用集積等促進計画（利用権設定）などにより、担い手農家に農地を貸し出し、農地の有効利用が図られるように調整します。

ただし、農地の状況（場所・面積・形状・取水・進入路等）によっては、借り手が見つからない場合があります。

農地の適切な管理について

耕作地やその隣接する畦の草刈りなど、農地の管理は、キチンとできていますか？

農地の適切な管理ができず、雑草等で荒廃すると病虫害の発生元となったり、周辺の農業や生活環境に悪影響を及ぼしたりします。

一旦、農地が荒れてしまうと元通りにするには大きな困難が伴います。農地を所有、または利用されている方は適切な管理をお願いします。

◇お問い合わせ先

岡山市第一・第二農業委員会事務局

電話:086-803-1562

地域計画の説明会への参加者を募集します

◇ 地域計画の概要

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組が、喫緊の課題です。

このため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていく必要があります。

岡山市では、市内を13の地域に分け、市街化区域を除く農地を対象に地域計画の策定を進めています。なお、東区東部第2地域については、一部をモデル地区（東区幸西地区）とし、地域計画を策定します。

◇ 策定スケジュール

次の①から⑥の手順で、令和7年3月末までに地域計画を策定します。

なお、地域計画は、策定後も地域農業の実態に応じて、随時更新していきます。

- ① 協議の場（地域における話し合い）の設置・協議（令和6年8～9月）
- ② 協議の場の結果を取りまとめ・公表（令和6年9～10月）
- ③ 協議の結果を踏まえ、地域計画の案を作成
- ④ 地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取（令和7年1月～令和7年2月）
- ⑤ 地域計画の案の公告（縦覧2週間）（令和7年2月頃）
- ⑥ 地域計画の策定・公表（令和7年3月末）

※南区役所・灘崎支所管内（地域番号11から13）では地域計画の基となる「人・農地プランの実質化」が全域で完了しているため、協議の場は開催していません。

◇ 地域計画の説明会

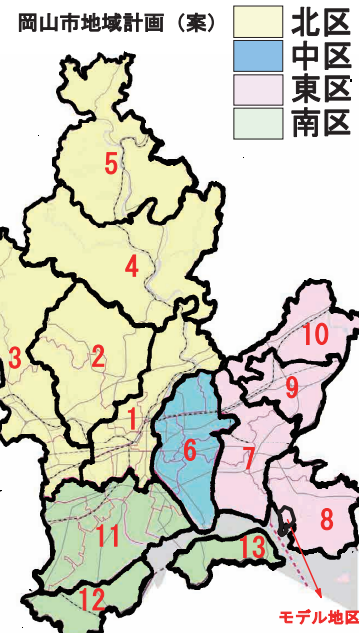
地域計画の策定に先立ち、以下の日程で地域計画（案）の説明会を開催します。

参加を希望される方は、耕作をされている農地やお住まいの地域の申込先に、「お名前・住所・電話番号」をメール又は電話で、開催1週間前までにご連絡ください。

なお、認定農業者、認定新規就農者の方には、別途案内を送付します。

【開催日時・場所・申込先等】

地域番号	地域名	対象地域	日時	場所	申込先・問い合わせ先
1	北区中央第1地域	地域番号2から5を除く北区役所管内	令和7年1月7日 (火曜日) 14時00分～	中区浜三丁目7-15 中区役所 2階多目的 ホールA ※1	北区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-803-1661 メール: kitakunourin@city.okayama.lg.jp
2	北区中央第2地域	旧 一宮・津高支所管内	令和7年1月24日 (金曜日) 14時00分～	北区栢谷1057 JA岡山津高支所 2階大会議室	北区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-803-1661 メール: kitakunourin@city.okayama.lg.jp
3	北区西部地域	旧 足守・高松・吉備支所管内	令和7年1月10日 (金曜日) 14時00分～	北区三手61-1 JA岡山高松支所 多目的ホール2階会議室	北区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-803-1661 メール: kitakunourin@city.okayama.lg.jp
4	北区御津地域	御津支所管内	令和7年1月17日 (金曜日) 14時00分～	北区御津宇垣1629 御津公民館 第1・第2講座室	北区役所 御津支所 産業建設課 電話: 086-724-1114 メール: mitsusanken@city.okayama.lg.jp
5	北区建部地域	建部支所管内	令和7年1月21日 (火曜日) 14時00分～	北区建部町建部上899 建部町文化センター 多目的室4	北区役所 建部支所 産業建設課 電話: 086-722-1113 メール: takebesanken@city.okayama.lg.jp
6	中区地域	中区役所管内	令和7年1月22日 (水曜日) 14時00分～	中区浜三丁目7-15 中区役所 2階多目的 ホールA ※1	中区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-901-1622 メール: nakakunourin@city.okayama.lg.jp



地域番号	地域名	対象地域	日時	場所	申込先・問い合わせ先
7	東区東部第1地域	地域番号8から10、モデル地区を除く東区役所管内	令和7年1月8日 (水曜日) 10時00分～	東区西大寺中野377-1 JA岡山西大寺宮農 センター 3階会議室	東区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-944-5039 メール: higashikunourin@city.okayama.lg.jp
8	東区東部第2地域	モデル地区を除く山南学園、豊小学校区内	令和7年1月22日 (水曜日) 10時00分～	東区水門町30-3 JA岡山山南支所 2階会議室	東区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-944-5039 メール: higashikunourin@city.okayama.lg.jp
9	東区東部第3地域	旧 上道支所管内	令和7年1月29日 (水曜日) 10時00分～	東区南古都21 JA岡山上道支所 2階会議室	東区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-944-5039 メール: higashikunourin@city.okayama.lg.jp
10	東区瀬戸地域	瀬戸支所管内	令和7年1月30日 (木曜日) 14時00分～	東区瀬戸町瀬戸45 東区役所瀬戸支所 2階水道庁舎会議室	東区役所 瀬戸支所 産業建設課 電話: 086-952-1115 メール: setosanken@city.okayama.lg.jp
11	南区第1地域	地域番号12、13を除く南区役所管内	令和7年1月31日 (金曜日) 14時30分～	南区藤田441 JA岡山藤田支所 2階会議室	南区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-902-3520 メール: minamikunourin@city.okayama.lg.jp
12	南区灘崎地域	灘崎支所管内	令和7年1月23日 (木曜日) 14時00分～	南区北七区61-1 JA岡山備南支所 野菜管理 施設2階大会議室 ※2	南区役所 灘崎支所 産業建設課 電話: 086-363-5203 メール: nadasakisanken@city.okayama.lg.jp
13	南区第3地域	旧 児島支所管内	令和7年1月28日 (火曜日) 14時30分～	南区宮浦1324 光南台公民館 2階第1・2講座室	南区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-902-3520 メール: minamikunourin@city.okayama.lg.jp
モデル地区	東区幸西地区	東幸西・西幸西	令和7年1月9日 (木曜日) 15時00分～	東区西幸西168-6 西幸西公会堂	東区役所 農林水産振興課 総務係 電話: 086-944-5039 メール: higashikunourin@city.okayama.lg.jp

※1 中区役所は、駐車台数に限りがあるため、公共交通機関のご利用を優先し、自家用車を使用する場合は、出来るだけ乗り合わせでお越しのうえ、原則立体駐車場への駐車をお願いします。

※2 JA岡山備南支所は、ATM稼働中のため、その前に駐車しないようにご協力をお願いします。

注) 日程等の変更が生じた場合、岡山市のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

・農林水産課: 086-803-1343

・第一・第二農業委員会事務局: 086-803-1562

岡山市 地域計画

検索



こんな時どうする?!

～農地の取引や利用変更には手続きが必要です～

相談内容

○田を畑にしたい

○農地を相続した

○農地を売買したい

○農地を駐車場等に
したい(農地転用)

(※農業振興地域の農用地を除く)

必要な手続き

農地法4条許可(または農地改良届)

相続等の届け出

農地法3条許可(*農地として活用する場合のみ)

農地法4条または5条許可もしくは転用届
(*市街化区域のみ)



そんな時は農業委員会事務局へ!

・第一農業委員会(北区、南区) ☎ 803-1562・第二農業委員会(中区、東区) ☎ 803-1564

住所: 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎7階

各種申請(届出)書(ホームページ) https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_2.html



一般

知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「**農業者年金**」
に加入して安心して豊かな老後を！

終身年金で
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」

ポイント2 一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**

ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満
③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	53万円	1,305万円	1,419万円
		2万円	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	41万円	1,016万円	1,105万円
		2万円	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	327万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の21年間（令和4年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.74%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金
シミュレーションは
こちら →



ポイント2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円）
- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

事務所の移転に伴い、令和6年11月上旬より、上記の問い合わせ先が変更となります。最新のお問い合わせ先は、基金ホームページでご確認をお願いいたします。

2024.5

多面的機能支払交付金制度のご案内

本制度は、農業者等の地域住民による水路の泥上げや農道の草刈り等の地域共同活動を支援することにより、農業の多面的機能の増進を図るものです。令和7年度から本制度の活用有意向がある方や制度の説明を希望される方はお問い合わせください。

(単位:円/10a)

多面的機能支払交付金制度			
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)	①②に取り組む場合
田	3,000	2,400	5,400
畑	2,000	1,440	3,440

①農地維持支払

地域共同による水路・農道等の草刈り等の基礎的な保全活動について支援。

②資源向上支払(共同)

地域共同による水路・農道等の軽微な補修や農村環境保全の質的向上を図る活動について支援。

○制度の概要はホームページに掲載しています。

【お問い合わせ先】

岡山市 農林水産課(086-803-1343)、各区農林水産振興課、各支所産業建設課、土木農林分室



耕作放棄地に再び作付けを!

草刈り機(ハンマーナイフモア)を活用しませんか

耕作をしたいけど農地が荒れているなど、遊休農地で悩みをお持ちの方はご相談ください。

●対象となる農地は、自己又は貸し付けにより営農を再開する農地に限ります。

●作業料金は、下記のとおり草丈・農地面積に応じて徴収させていただきます。

〔10アールあたりの作業料金〕

- 草丈が1mを超えるもの 22,000円
- 草丈が1m以下のもの 15,000円

農地の状況(灌木が生えている等)や進入路の状況によっては、作業をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

遊休農地で困ったときは?!



○耕作放棄地を
何とかしたい

→ 営農を再開する

→ 他人に任せる

→ ハンマーナイフモア草刈

農地中間管理権の設定
各区農林水産振興課へ

各手続きは土地の状況(農振地域の農用地や市街化区域)、耕作面積等でそれぞれ異なります。まずはご相談ください。

●編集後記

師走を迎え何かと慌ただしい時期となりました。農業を取り巻く環境は年々変わってきており、今年は資材や肥料の高騰が続く中、コメの価格上昇ということがありました。昨夏の猛暑の影響で供給量が減る一方、訪日客の増加などで需要が増えたためとされています。農家としては、収入の増加が期待される一方で、消費者の負担が増えることも懸念されます。持続可能な農業の実現とともに消費者との共生をどのように進めていくべきか、重要な時期に来ているかもしれません。農業委員会だよりの発行のためにご協力いただきました方々に感謝するとともに、来年も皆様にとって、健康で実り豊かな一年になりますよう、心から願っております。

編集委員

大森美也子 板野俊之 秋山幸江 遠藤 茂
田淵信一 水田良和 片岡勝彦 佐藤 操 (順不同)



全国農業新聞

農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行

B3版 8~10ページ

購読料

月700円(送料・税込み)

お申し込みは、農業委員、
農地利用最適化推進委員、
農業委員会事務局 まで